

第 136 回東海産科婦人科学会 託児室利用規程

託児室利用に際しましては、下記の事項をご確認の上、お申し込みください。

【1】託児室について

1. 本託児室は、第 136 回東海産科婦人科学会 から委託を受けた株式会社ポピンズ（<http://www.poppins.co.jp/>）が運営いたします。
2. 託児室の利用は第 136 回東海産科婦人科学会参加者の同伴するお子様に限ります。1 歳～小学 6 年生程度までのお子様を対象とします。（0 歳でも対象となるお子様の兄弟姉妹の場合はご相談に応じます。）
3. シッターの人数は全国ベビーシッター協会の安全基準に準じ、事前にお申込みの人数と年齢を参考に決定します。概ね 1 歳児 2 名に対して 1 名、2 歳児以上 3 名に対して 1 名とし、開室中は 2 名以上を原則とします。

【2】料金について

1. 利用料金は、2,000 円／1 日です。

【3】ご利用にあたって

1. 事前に申込みされたかたでも、お子様が病気の場合には原則としてお預かりできません。軽微な疾病、回復期にあるお子様につきましては、シッターとの相談により判断することとします。
2. お子様の昼食一緒にお取りいただく場合は、託児室をご利用していただいて結構です。また、シッターは原則として投薬できませんので、投薬される場合は保護者の責任で行ってください。
3. 当日はお子様の着替えとタオル（乳児は大判タオル、紙おむつ等）をご持参ください。また、託児室にはおもちゃ、お茶、簡単なおやつを用意しておりますが、お気に入りのおもちゃやおやつ等をご持参されても結構です。
4. お迎えは原則としてお預け時と同じ方をお願いいたします。代理の方へのお引き渡しをご希望の場合は、受付時にお申し出ください。もし異なる場合には、身分証明書の提示をお願いする事がございます。
5. 事故等が起こらないよう最大限の努力は払いますが、不測の事態に対しては、保護者が迅速に対応することを前提としています。そのため、当日の緊急連絡先（携帯電話番号）は必ず申込書に記入してください。
6. 託児中、万一事故が起きた場合は、シッター会社が加入するベビーシッター総合補償制度（賠償責任保険）の範囲内で補償されますが、当該限度額を超える損害等につきましては第 136 回東海産科婦人科学会および運営事務局では責任を負いかねますので、ご了承ください。